【 閲覧用 】

第５期福島市
ポイ捨てのない
美しいまちづくり
行動計画【素案】

令和９年(２０２７年)●月

【 閲覧用 】

目　次

第１章　計画策定の趣旨

第１節　計画策定の背景 …… 2
第２節　行動計画の位置づけ …… 3
第３節　計画期間 …… 4
第４節　「第四期行動計画」の進捗状況 …… 4
第５節　アンケート調査の概要 …… 7
第６節　ポイ捨て防止に係る課題 …… 9

第２章　基本方針および施策の展開 …… 10

第１節　基本方針 …… 10
第２節　施策の展開 …… 11

第３章　期待される行動と計画の推進体制 …… 18

第１節　市民等・事業者・土地所有者等の役割と期待される行動 … 18
第２節　行動計画の推進 …… 20

資料編 …… 21

第１章　計画策定の趣旨

第１節　計画策定の背景

福島市は、平成１６年３月に市民協働のまちづくりの視点を取り入れ「福島市ポイ捨てのない美しいまちづくり条例」（以下、「ポイ捨て防止条例」という）を制定し、翌平成１７年３月にはポイ捨て防止条例に基づいて「第一期ポイ捨てのない美しいまちづくり行動計画」（Ｈ１７～Ｈ２２年度）を策定しました。この行動計画では、ごみの散乱及び飼い犬のふんの放置の防止に関する総合的な施策を具体的に推進することを目的とし、以来、平成２３年度から現在に至るまで、第二期（Ｈ２３～Ｈ２７年度）、第三期（Ｈ２８～Ｒ２年度）、第四期（Ｒ３～Ｒ８年度）を策定してきました。

第四期行動計画では、「ポイ捨てしない人づくり」のため、啓発活動や環境教育を実施するとともに、活動団体による地域美化活動を支援してきました。また、「ポイ捨てされない環境づくり」として、地域ぐるみの全市一斉清掃、ボランティアや施設管理者との連携による環境美化活動を推進してきました。

本行動計画においても、第四期行動計画に引き続き、ごみの散乱及び飼い犬のふんの放置の防止に関する具体的な施策を推進することで、住みよい環境を創出し、美しい自然や生活環境を守り、次世代へ誇れるまちを目指します。また、美しく快適な生活環境と豊かな自然を守り育てることを通じて、市民が地域への愛着や潤い、安らぎを実感できる環境づくりにつなげます。

第２節　行動計画の位置づけ

本計画は、ポイ捨て防止条例第７条に基づき、ごみの散乱及び飼い犬のふんの放置防止に関する基本的な考え方や具体的な施策を示すとともに、市の果たすべき役割を明らかにし、市民や事業者等の主体的な行動を推進することを目的として策定するものです。

第７次福島市総合計画が目指す「自然と共生し、環境にやさしい持続可能なまち」の実現に資するとともに、「福島市環境基本計画」が目指す、人・まち・自然が共生し、心豊かに住み続けることができる環境調和都市づくりの理念を踏まえ、環境保全活動の面からこれを補完するものです。

福島市ポイ捨てのない美しいまちづくり条例

（行動計画の策定）

第７条　市長は、市の施策を推進するため、次に掲げる事項についての計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

(1)ごみの散乱の防止に係る市民等、事業者及び土地所有者等に対する啓発に関する事項

(2)飼い犬のふんの放置の防止に係る飼い主に対する啓発に関する事項

(3)ポイ捨てしない人づくりに係る教育及び学習の推進に関する事項

(4)市、市民等、事業者、土地所有者等及び自発的活動団体相互の連携に関する事項

(5)市民及び自発的活動団体の環境美化活動の支援に関する事項

(6)次条第１項の規定により指定する推進モデル地区でのごみの散乱及び飼い犬のふんの放置の防止事業に関する事項

(7)その他ごみの散乱及び飼い犬のふんの放置の防止に関し必要な事項

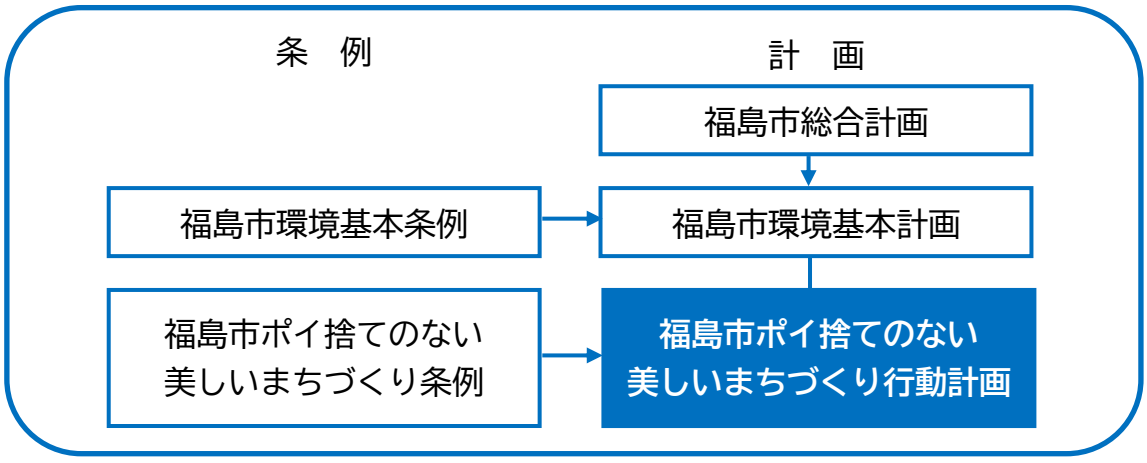

図１　市条例や主要計画における本行動計画の位置付け

第３節　計画期間

本計画の期間は、令和９年４月から令和１３年３月までの４年間とします。

第４節　「第四期行動計画」の進捗状況

「第四期行動計画」（計画期間：令和３年度～令和８年度）は、「ポイ捨てをしないための啓発」、「ポイ捨てしないための人づくり・環境づくり」、「環境美化活動に対する支援」、「施設管理者等との連携」の４つを基本方針に定め、各基本方針に基づき、具体的施策を進めることとし、各種事業について計画的に実行しました。

１「ポイ捨てをしないための啓発」の施策

（１）ごみの散乱防止に関する啓発

市政だよりやＳＮＳ等を活用し、全市一斉清掃やアダプトプログラム「ふくしまきれいにし隊」※の広報を通じた啓発を行いました。

また、ポイ捨て禁止看板の製作にあたり、ごみ拾い活動に取り組む福島東稜高校メディアデザインコースの生徒と連携し、３作品の提出を受け、既存のデザインを見直して新たな啓発看板を製作し、市内各所に設置しました。

（２）飼い犬のふんの放置防止に関する啓発

狂犬病予防注射や犬の新規登録時に啓発チラシを配布するとともに、令和５年度には新たに啓発ポスターを作成し、事業所への配布や公共施設への掲示を通じて広く啓発を行いました。

また、これらのチラシやポスターには、犬や猫を含むふんの放置防止に関する内容を盛り込み、啓発の一層の充実に努めました。

※アダプトプログラムとは、市民等が里親となり、道路や公園等を自らの養子とみなして、定期的に清掃・美化活動を行う制度です。福島市では、この制度を「ふくしまきれいにし隊」として実施しており、登録した団体等が活動しています。

２「ポイ捨てしないための人づくり・環境づくり」の施策

（１）ポイ捨てしない人づくり

　親子清掃活動の推進については、各地区の青少年健全育成推進会に対し、活動の実施に向けた働きかけを行いました。

　また、小学生を対象とした環境副読本「わたしたちの福島」の配布を、紙冊子からタブレット端末へデータ配信する方式に変更し、デジタル化による動画・ＵＲＬリンクを組み合わせるなど、学習内容の充実や手軽に学べる環境づくりに努めました。

　一方で、町内会等に対しては、研修会等の開催を呼びかけました。

（２）ポイ捨てされない環境づくり

　春と秋の年２回、全市一斉清掃の実施を町内会等へ呼びかけ、全市的な環境美化に取り組みました。また、公園愛護団体の定期的な清掃活動により、公園の美化推進を図りました。これらの取組を通じて、ポイ捨てされない環境づくりを進めました。

３「環境美化活動に対する支援」の施策

（１）自発的活動団体等への支援

　市が実施するふくしまきれいにし隊に登録した団体等の活動を、市ホームページなどで紹介するとともに、特に顕著な活動を行った団体等を表彰し、支援を行いました。また、市内で美化活動に取り組む団体の活動内容を市ホームページで紹介したほか、ＳＮＳ等を活用して広く発信しました。

（２）ポイ捨てのない美しいまちづくり推進モデル地区の指定と支援

　美化意識が高く他の模範となる地区を、２年ごとに「ポイ捨てのない美しいまちづくり推進モデル地区」に指定し、のぼり旗の配付や市ホームページでの活動紹介、ＳＮＳ等でその活動を広く発信するなど、環境美化活動を支援しました。

【直近の指定状況】

　地区：１８地区

　期間：令和７年６月１日から令和９年３月３１日

４「施設管理者等との連携」の施策

（１）道路、公園、河川等の保全

市が管理する福島駅前や駐輪場では、定期的な清掃を実施し、環境保全に努めました。また、道路愛護団体による市道の除草活動を通じて、周辺環境の美化を図り、ポイ捨てしにくい環境づくりを推進しました。

公園においては、看板や市ホームページを通じて公園利用のルールやマナーを周知し、敷地内でのごみのポイ捨て防止を呼びかけました。

不法投棄対策としては、不法投棄防止看板の設置・貸与、リーフレットの配布、市政だよりやラジオ番組などを活用した啓発を実施しました。さらに、不法投棄監視員によるパトロールを行い、不法投棄箇所の把握や行為者への指導等にも対応しました。

第５節　アンケート調査の概要

１　実施内容

（１）目的

ポイ捨てによるごみの散乱や飼い犬のふんの放置の現状と課題を把握し、「福島市ポイ捨てのない美しいまちづくり行動計画（第５期）」を検討する際の参考とするため、アンケート調査を実施しました。

（２）期間

令和７年７月１６日（水）から令和７年７月３０日（水）

（参考）前回アンケート実施期間

令和２年８月１１日（火）から令和２年８月２５日（火）

（３）対象者数

５９，４３９人

（福島市内に居住している方または福島市内の事業所に勤務している方）

（４）回答数

２，０８５人（回答率３．５％）

２　調査結果のまとめ

（１）ポイ捨てごみの状況について

「ごみのポイ捨ての現状」について、「とても悪い」または「悪い」と回答した方が全体の７割を占め、依然としてポイ捨て問題が地域課題として根強く存在していることが分かりました。

ポイ捨てされているごみの種類については、「たばこの吸い殻」のほか、「ペットボトル」、「空き缶・ビン」といったリサイクル可能な容器類が上位を占め、人通りが多い「道路・歩道」にごみのポイ捨てが集中していることが分かりました。

ポイ捨て防止に向けては、ルール整備と意識啓発の両面を求める傾向が表れていました。『罰則の導入』が最も多く、『監視体制の整備』も上位に挙がっていることから、ポイ捨て行為に対する抑止力の強化を重視する回答が多いといえます。また、『ごみ箱の設置』も多く、ポイ捨てを防ぐための受け皿づくりなど、環境整備を求める回答も目立ちました。一方、学校・企業・町内会への啓発や広報の充実など、啓発活動に関する項目にも多くの回答が寄せられており、単なる規制にとどまらず、マナー向上や意識醸成を重視する考え方が広がっていることが伺えます。

（２）犬のふん放置の状況について

「犬のふん放置の現状」について、「良い」または「とても良い」と回答した方が５割を占め、前回実施したアンケート結果の約４割と比較すると改善が見られました。

よく見かける場所については、ごみのポイ捨てと同様に、日常的な散歩ルート上の「道路・歩道」に犬のふんの放置が集中していることが分かりました。

犬のふん放置をなくすための取組として、「飼い主への通知」、「犬の登録時における保健所での啓発」、「罰則の導入」の順に回答が多く、飼い主へのルール徹底の意識付けが重要と捉えていることが分かりました。

また、猫のふんについても改善を求める意見がありました。

（３）ポイ捨てのない美しいまちづくりの推進について

「ポイ捨てのない美しいまちづくりを進めるために活動を行っているか」の問いに対して、何らかの活動に取り組んでいると回答した方が全体の９割を占め、美化活動への意識が広がっていることが分かりました。

また、市内において重点的に対策を実施すべき場所については、「福島駅東口周辺」、「福島駅西口周辺」の順に回答が多く、福島市の玄関口である駅周辺がポイ捨て防止の重点エリアとして強く求められていることが分かりました。

第６節　ポイ捨て防止に係る課題

「第四期行動計画」の進捗状況、アンケート調査の結果等を踏まえ、ポイ捨て防止の課題を次のとおり整理します。

１　啓発活動のさらなる充実・強化

ポイ捨てごみの散乱や飼い犬のふん放置を防ぐためには、多くの人に共感してもらえる啓発活動を行い、意識を定着させ、問題意識を共有していくことが重要です。そのためには、広報方法を工夫しながら、積極的に情報を発信していく必要があります。

また、ポイ捨て行為に対しては、まずは現行条例に定める指導助言や措置命令、公表などの規定を適切に運用するとともに、啓発活動を通じて市民一人ひとりのマナー向上や意識醸成を図り、ポイ捨て防止の実効性を高めることが必要です。

２　環境教育の推進

ポイ捨てをしない意識やモラルを高めるためには、環境教育が重要です。子どもの頃から身近なポイ捨て問題を知ることで、周辺の清掃・美化や分別・リサイクルなど、環境保全への理解を深め、自分事として捉えることで、環境に配慮した行動へとつなげていくことが必要です。

３　ポイ捨て防止重点対策エリアの選定

ごみのポイ捨てを減らすためには、違反行為への自他の意識を高め、ポイ捨てを未然に防ぐことが重要です。そのためには、ポイ捨てをチェックする仕組みづくりを進め、ポイ捨てしにくい風土の醸成が求められます。また、アンケート調査の結果を踏まえ、福島駅東口・西口周辺を重点対策エリアに選定し、ポイ捨てチェックや環境美化活動など、具体的な取組を進める必要があります。

４　環境美化活動に対する支援の継続

ごみが落ちていないきれいな場所では、ポイ捨てはしにくいものです。ポイ捨てしにくい環境をつくるためにも、町内会や企業などが環境美化活動を継続して取り組めるよう支援することが必要です。

第２章　基本方針および施策の展開

第１節　基本方針

ポイ捨てのない美しいまちづくりの実現に向け、以下の基本方針に基づき、施策を推進します。

各施策の実施にあたっては、持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）※の理念を踏まえ、環境の側面から多様な課題の解決と改善に取り組みます。

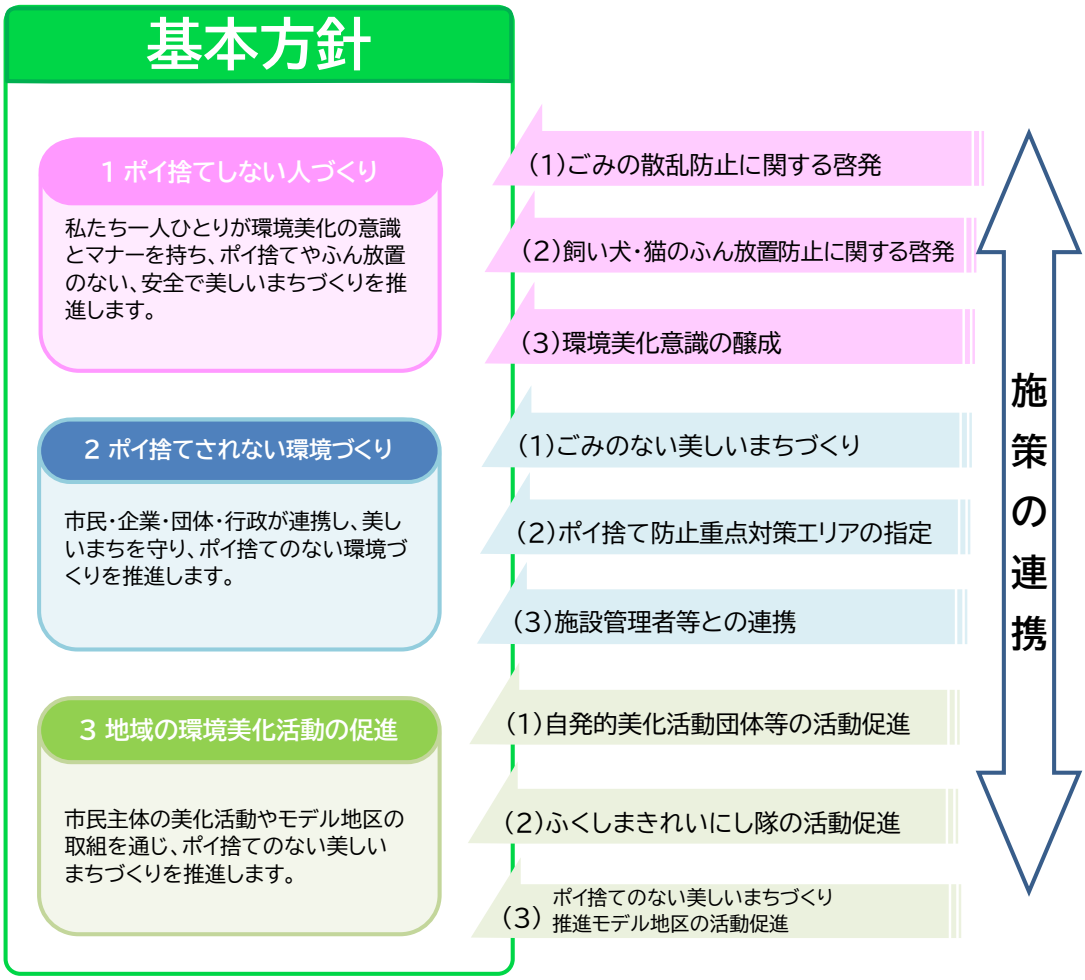

図２　基本方針と施策の体系

【関連するＳＤＧｓのゴール】



※ＳＤＧｓ(Sustainable Development Goals)は、誰ひとり取り残さないことを目指し、先進国と途上国が一丸となって達成すべき 17 のゴールと、それらを達成するための具体的な 169 のターゲットで構成された国際社会共通の目標

第２節　施策の展開

１　ポイ捨てしない人づくり

施策１　ごみの散乱防止に関する啓発

ポイ捨てのないまちを実現するため、私たち一人ひとりが環境美化に対する意識とマナーを持つことが大切です。市政だよりや市ホームページに加え、Ｘ（旧 Twitter）等のＳＮＳを活用した情報発信を強化し、ポイ捨て行為を抑止する意識に訴えかける啓発を行います。併せて、心に響く啓発スローガンの作成や、ポイ捨て禁止看板のデザインの工夫など、多様な手法を通じて、「ポイ捨てしない人」「ポイ捨てしない意識」を育む取組を推進します。

（主な取組）

- ポイ捨て防止の啓発に関するスローガンの募集 新
- ポイ捨て禁止啓発看板のデザイン更新・制作
- 市政だよりまたは地区だよりによる啓発
- ホームページやＳＮＳ等を利用した啓発 拡
- イベント等での防止キャンペーンの実施 拡
- 報道を利用した啓発
- クリーンアップ作戦の実施



図３　ポイ捨て禁止啓発看板

施策２　飼い犬・猫のふん放置防止に関する啓発

飼い犬等のふん放置を防止するため、飼い主に対し、定期的かつ継続的に啓発することが大切です。環境月間や毎年の狂犬病予防注射、新規の犬の登録時など、様々な機会を捉えて、ふんの適正な処理を呼びかけるチラシを配布するなど、飼い主のモラル向上を図ります。

さらに、飼い犬等によるふん害が見られる地域においては、町内会の班回覧等で活用可能な啓発チラシを配布するなど、地域と連携した取組を進め、ふん害の抑制を図ります。併せて、必要に応じて、原因者に対しふんの適正な処理について指導を行います。

（主な取組）
- 環境月間（６月）におけるふん放置防止の啓発 新
- ふん放置防止啓発看板のデザイン更新・制作
- 狂犬病予防注射の際にチラシによる啓発
- 犬の新規登録者に対するチラシによる啓発
- ホームページやＳＮＳ等を利用した啓発 新
- ふん放置防止に関するチラシ等を自治会、市民等へ配布



図４　ふん放置防止啓発看板

施策３　環境美化意識の醸成

ポイ捨てによるごみの散乱問題の解決に向け、長期的な視点に立ち環境教育を継続することが大切です。将来を担う子どもたちを対象とした学校教育や、大人を対象とした生涯学習の機会を通じて、環境美化に関する意識の醸成を図るため、ポイ捨て防止を入口に環境保全や資源循環について考え、持続可能なまちづくりにつながる行動を促す教室の実施などに取り組みます。

（主な取組）
- ポイ捨て防止から持続可能なまちづくりを考える教室の実施 新
- 分別・リサイクルリテラシーの普及啓発 拡
- 環境副読本「わたしたちの福島」による環境教育
- 親子清掃活動の推進
- 環境美化に関する研修等への支援
- 各事業者等へのポイ捨て防止の指導要請

2　ポイ捨てされない環境づくり

施策１　ごみのない美しいまちづくり

ごみのない美しいまちを実現するためには、市民一人ひとりが「まちや地域を美しくし、美しさを保とう」という主体的な思いと行動が大切です。町内会や公園愛護団体、ふくしまきれいにし隊などが取り組む環境美化活動を支援するとともに、衛生団体や町内会を中心に多くの市民が参加する全市一斉清掃やクリーンアップ作戦への参加協力を呼びかけ、市民・企業・団体・行政が連携して、自然や生活環境を守りながら、市内全体できれいで快適なまちづくりを推進します。

（主な取組）
- 町内会による地域美化活動の推進 拡
- 愛護団体による道路、河川、公園の美化活動の推進
- 全市一斉清掃の実施
- 各クリーンアップ作戦の実施

施策２　ポイ捨て防止重点対策エリアの指定

福島駅東口・西口周辺をポイ捨て防止重点対策エリアに指定し、ごみのポイ捨てがされない環境づくりを推進します。エリア内においては、ポイ捨て行為に対する問題意識の向上を図るとともに、ポイ捨て状況をチェックする仕組みを取り入れ、状況や取組の成果を見える化し、市民等と共有することで、ポイ捨てしにくい環境風土を醸成します。あわせて、取組の実施状況および効果の検証を継続的に行い、必要に応じて取組を見直すとともに、得られた成果については他地域に展開できるよう努めます。

（主な取組）
- ポイ捨て防止重点対策エリアの選定と周知広報 新
- ポイ捨て防止重点対策エリア内の定期巡回の実施と状況の発信 新
- ポイ捨て防止重点対策エリア内でのポイ捨て防止啓発イベント等の開催 新

<table>
<tr><td>基本方針</td><td colspan="2">２　ポイ捨てされない環境づくり</td></tr>
<tr><td>施策</td><td colspan="2">２　ポイ捨て防止重点対策エリアの指定</td></tr>
<tr><td>〔現状〕</td><td colspan="2">　福島駅東口・西口周辺のエリアは、人通りが多く、通行人や観光客によるたばこの吸い殻、ペットボトル、空き缶等のポイ捨てが多く発生しています。

図５　たばこの吸い殻が捨てられた駅周辺の側溝の様子</td></tr>
<tr><td>〔対象エリア〕</td><td colspan="2">　福島駅東口・西口の受動喫煙防止重点区域とその周辺でポイ捨ての多い区域を対象とします。


図６　ポイ捨て防止重点対策の対象エリア</td></tr>
<tr><td rowspan="3">〔各主体の取組〕</td><td colspan="2">市</td></tr>
<tr><td colspan="2">◎福島駅東口・西口周辺を対策エリアとして指定したことについて、効果的な周知・広報を行い、市民の認知度と関心の向上を図ります。
◎対策エリア内において、雑草の除去等の実施状況とポイ捨てごみの状況を定期的に確認・検証し、雑草の除去等によるポイ捨てされにくい環境づくりとポイ捨てごみの増減との関係性を把握します。また、その検証結果を市ホームページ等で発信し、市民との意識の共有や注意喚起を図るとともに、今後のポイ捨て防止対策に活用します。
◎対策エリア内において、ポイ捨て防止啓発イベントを開催し、チラシ配布や店舗等を訪問して啓発活動を実施するとともに、環境美化団体等による各種清掃活動等への支援・協力を行い、ポイ捨て防止の意識啓発と良好な環境の維持・向上を図ります。</td></tr>
<tr><td>市民等</td><td>事業者</td></tr>
<tr><td>〇対策エリアに関心を持ち、環境美化への意識を高め、周囲の行動にも目を向けながら、ポイ捨て防止につながる行動を心掛けます。
〇ポイ捨ての状況について、ラインを活用し市に情報提供します。
〇エリア内（ごみ集積所含む）の環境美化に努めます。
〇環境美化団体等による各種清掃活動等に積極的に参加します。</td><td>〇対策エリアに関心を持ち、ポスター等の掲示等を行うことで、対策エリアの認知度の向上に努めます。
〇エリア内（ごみ集積所含む）の環境美化に努めます。
〇環境美化団体等による各種清掃活動等に積極的に参加します。
〇対策エリアの取組を通じて、従業員等へのポイ捨て防止の意識啓発に取り組みます。</td></tr>
</table>

施策３　施設管理者等との連携

　ポイ捨てされない環境をつくるため、市道、公園、河川等の公共施設において、各管理者が施設内の整理・清掃の徹底や不法投棄防止対策を推進します。
　また、市内全域の道路、公園、河川等の公共空間を対象とした環境整備を進めるため、国および県との相互調整を密に図りながら、総合的かつ継続的に施策を展開します。

（主な取組）
●道路、公園、福島駅前広場の清掃の実施
●公園利用マナー（花火禁止も含む）啓発看板の設置
●道路沿線の街路樹の剪定、除草等の実施
●不法投棄防止対策（巡回や監視体制）との連携

3　地域の環境美化活動の促進

施策１　自発的美化活動団体等の活動促進

市民主体の自発的な美化活動の継続と発展を図るため、団体等の活動情報の積極的な発信、環境美化やポイ捨て防止に関する啓発看板の配布、功績者の表彰などを通じて、各団体による美化活動を推進します。

（主な取組）

- 自発的美化活動団体等の活動支援と活動情報の発信 新
- ポイ捨て禁止やふん放置防止の啓発看板の配布
- 地域環境保全功績者の表彰



図７　地域環境保全功績者表彰

施策２　ふくしまきれいにし隊の活動促進

ふくしまきれいにし隊の登録促進を図り、市民や事業者との協働により、道路、公園、河川など身近な公共空間におけるポイ捨てごみの削減と美しい環境づくりに取り組みます。

（主な取組）

- ふくしまきれいにし隊の活動情報の発信 新
- ふくしまきれいにし隊の優良表彰
- ふくしまきれいにし隊の登録の促進



図８　ふくしまきれいにし隊活動

施策３　ポイ捨てのない美しいまちづくり推進モデル地区の活動促進

　ポイ捨てのない美しいまちを目指し、特に地域の環境美化に向けた熱意が高く、他地域の模範となる地区を「ポイ捨てのない美しいまちづくり推進モデル地区」に指定します。モデル地区では、地域住民が主体となり「自分たちのまちは自分たちできれいにする」活動に取り組み、その活動や成果を共有することで、他地域への取組の広がりにつなげます。

（主な取組）

●推進モデル地区の活動情報の発信　拡

●推進モデル地区のぼり旗の設置

●研修会の開催



図９　推進モデル地区のぼり旗

【 閲覧用 】

第３章　期待される行動と計画の推進体制

第１節　市民等・事業者・土地所有者等の役割と期待される行動

１　市民等として

ポイ捨てのない美しいまちをつくるためには、自ら生じさせたごみを自らの責任において適正に処理することが基本となります。ルールを守りポイ捨てをしないことはもとより、市民一人ひとりが問題意識を持ち、アダプトプログラムへの参加など自発的な環境美化活動に取り組むことが大切です。一人ひとりの小さな行動を地域の取組につなげ、みんなで美しいまちをつくる意識を持って行動していくことが重要です。

〔期待される行動〕

●自分で出したごみは、自らの責任において持ち帰りましょう。
●喫煙する際は、喫煙所を利用するとともに、携帯灰皿を使用するなど、たばこの吸い殻を適切に処理しましょう。
●飼い犬を散歩させる際は、ふんを持ち帰るための回収袋等を携行し、責任を持って処理しましょう。
●地域の清掃活動や環境美化に関するイベント等に積極的に参加し、ごみのない美しいまちづくりに努めましょう。
●身近に落ちているごみを拾うなど、日頃から身の回りの環境美化に取り組みましょう。
●ごみのポイ捨て防止に関心を持ち、地域の環境を見守る意識を高めましょう。

２　事業者として

事業者は、事業活動に伴って生じるごみの散乱を防止するとともに、事業所およびその周辺、その他事業活動を行う地域において、清掃活動に主体的に取り組むことが求められます。

また、ごみの散乱防止について、従業員に対する啓発を行うとともに、アダプトプログラムへの参加など、地域や行政と連携した環境美化活動に取り組むことが大切です。

〔期待される行動〕
●事業所周辺の清掃や除草に取り組み、ポイ捨てされにくい環境づくりに努めましょう。
●事業活動に伴って生じるごみの散乱を防止するとともに、従業員に対し、ごみの散乱防止等に関する啓発を行いましょう。
●ごみの散乱の原因となる製品等を製造、加工または販売する事業者は、消費者に対して、ごみの散乱防止や資源化の推進等に関する啓発に努めましょう。
●製品等の製造、加工・販売にあたっては、簡易包装の推進など、ごみの発生抑制につながる取組に努めましょう。
●容器に収納した飲料や食料を販売する事業者は、販売する場所に回収容器を設置するなど適正な管理に努めましょう。
●たばこを製造または販売する事業者は、喫煙マナーの徹底およびたばこのポイ捨て防止について、消費者への啓発に努めましょう。
●旅行業者等の観光関連事業者は、ごみの散乱防止について、利用者に対する啓発に努めましょう。
●地域団体等と連携し、環境美化活動に積極的に取り組みましょう。

３　土地所有者等として

　土地所有者等は、所有・占有・管理する土地において、ごみの散乱防止に努めるとともに、当該土地の使用者に対する意識啓発を通じて、地域の良好な生活環境の保全に寄与することが大切です。

〔期待される行動〕
●所有する土地におけるごみの散乱を防止し清掃活動を行うとともに、占有・管理する土地の使用者に対する意識啓発に努めましょう。
●所有・占有・管理する土地について、雑草が著しく繁茂することがないよう適切に管理しましょう。
●所有・占有・管理する土地周辺の清掃を行い、地域の環境美化に努めましょう。

第２節　行動計画の推進

市は行動計画に基づいて、ごみの散乱および飼い犬等のふん放置防止を図り、ポイ捨てのない美しいまちづくりを推進するための事業を進めます。

事業の実施に際しては、市、市民等、事業者、土地所有者等および自発的活動団体の理解と協力を得ながら協働でごみのない美しい環境づくりに取り組みます。また、取組の実施状況や成果を把握・評価し、その結果を共有するとともに、必要に応じて取組の見直し・改善を行います。行動計画を変更する際には、市民の意見が十分に反映されるよう、市民会議を開催するなどして意見を求めます。

次期行動計画の策定においては、ごみの散乱や飼い犬等のふん放置防止に関する取組に加え、他の環境施策との連携も視野に入れ、より効果的に取組を推進できるよう、行動計画の位置付けや今後のあり方について検討を行います。

福島市ポイ捨てのない美しいまちづくり条例

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(3)市民等　市民、市内に滞在する者および市内を通過する者をいう。

(4)事業者　市内において事業を行うすべての者をいう。

(5)土地所有者等　市内において土地を所有し占有し又は管理する者をいう。

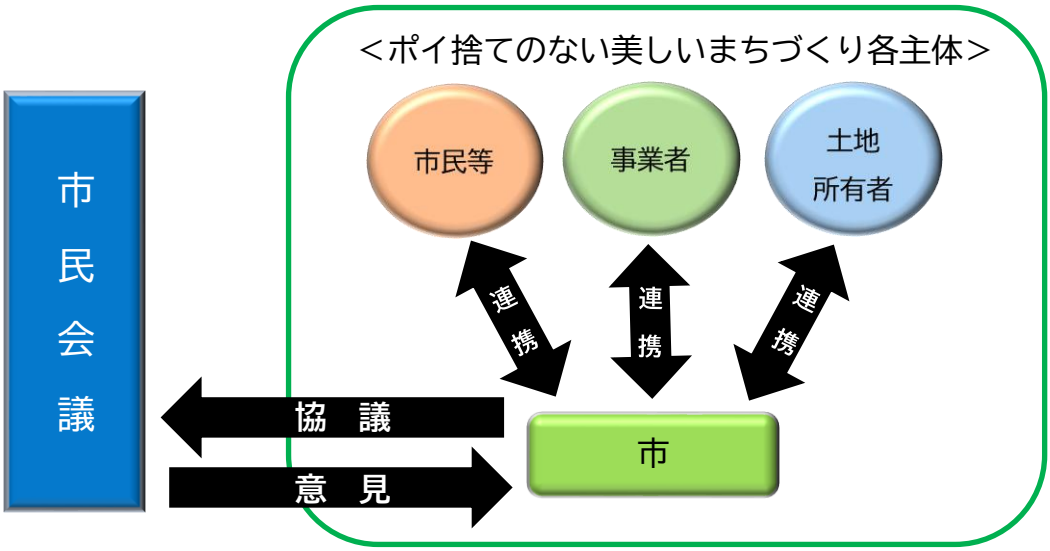

図 10　ポイ捨てのない美しいまちづくり推進体制

【 閲覧用 】

～　資料編　～

1　福島市ポイ捨てのない美しいまちづくり行動計画（第四期）評価一覧

2　「福島市ポイ捨てのない美しいまちづくり」の現状と今後の課題についての調査結果

1　福島市ポイ捨てのない美しいまちづくり行動計画(第四期)の事業評価一覧

以下は、第四期行動計画に位置付けた各事業について、達成状況を３段階（○：計画どおり達成、△：一部達成できていない、×：検討したが達成に至らなかった）で評価するとともに、今後の事業の方向性を３区分（拡大、継続、廃止）で整理したものです。

各事業については、達成状況の評価を踏まえ、次期行動計画において廃止するものはなく、引き続き取組を推進することで、施策の効果をさらに高めていくこととしています。

1ポイ捨てをしないための啓発

施策1　ごみの散乱防止に関する啓発

実行施策	担 当 課	第四期計画(R3年度からR8年度)の事業内容	事業実績	評価	事業の方向性
ポイ捨て禁止啓発看板の見直し(新規)	環境衛生課	学校教育の取り組みを活用するなど、様々な方法で、ポイ捨て禁止の啓発看板のデザイン見直しを行う。	学生と連携したデザイン見直しを行い、新しいデザインの看板を作成した。	○	継続
市政だより又は地区だよりによる啓発	環境衛生課	市政だよりに年2回(5月･10月号)啓発記事を掲載する。また市政だよりは読者が限定されるため他の啓発と合わせて行う必要がある。加えてホームページの内容を分かりやすくし、ツイッター等を積極的に利用し啓発を行う。	毎年5月、10月号の市政だよりにて、地域の清掃やポイ捨て禁止の記事を掲載した。	○	継続
ホームページやSNSへの啓発	環境衛生課	ホームページに、きれいにし隊の活動内容やSNSを活用して更に幅広い啓発を図る。	きれいにし隊の募集や各課で実施した活動等をLINEやホームページに掲載した。	○	拡充
マスメディアの報道を利用した啓発	環境衛生課	花見山･信夫山クリーンアップ作戦、きれいにし隊、その他行事開催に合わせマスメディアに対する取材等の働きかけを行う。	花見山クリーンアップのほか、きれいにし隊の活動紹介やポイ捨てのない美しいまちづくり推進モデル地区指定証交付など、様々な場面でプレスリリースを行いマスメディアに対する取材等の働きかけを行った。	○	継続
イベント等での防止キャンペーンの実施	環境衛生課	環境フェスタで来場した方へ直接呼びかけをして啓発を行う。	環境フェスタできれいにし隊の紹介パネルを設置し、来場者に対する啓発を行った。	○	拡充
クリーンアップ作戦	環境衛生課	クリーンアップ作戦を通して啓発を行う。	毎年3月に花見山クリーンアップを実施し、啓発を行った。	○	継続

施策2　飼い犬のふんの放置防止に関する啓発

実行施策	担 当 課	第四期計画(R3年度からR8年度)の事業内容	事業実績	評価	事業の方向性
犬のふん放置防止啓発看板の見直し(新規)	衛生課	実情に合わせ、糞害防止看板のデザイン見直しを適宜行う。	糞害防止看板小(300×400mm)のデザイン変更を行った。	○	継続
狂犬病予防注射の際にチラシによる啓発	衛生課	狂犬病予防注射の際に、飼い主のモラル向上を図るため、啓発チラシにより周知を行う。	狂犬病予防注射会場にて啓発チラシによる周知を行った。	○	継続
犬の新規登録者に対するチラシによる啓発	衛生課	新規登録の際に、飼い主のモラル向上を図るため、啓発チラシにより周知を行う。	新規登録の際に、飼い主のモラル向上を図るため、啓発チラシにより周知を行った。	○	継続
犬のふん放置禁止」の看板,ちらし等の自治会,市民等への配付	衛生課	町会からの申請･申し出に応じ、糞害防止の看板貸し出しと、啓発チラシの作成･配布を行い、糞害の抑制に努める。また原因者が特定できる場合は、必要に応じフンの適正な処理について指導を行う。	多くの町会に糞害防止看板の貸し出しを行った。令和5年度には啓発ポスターを作成し、市民に配布した。また、原因者が特定できる場合は現地調査、指導を行った。	○	継続

2 ポイ捨てしない人づくり・環境づくり

施策1 ポイ捨てしない人づくり

実行施策	担 当 課	第四期計画（R3年度からR8年度）の事業内容	事業実績	評価	事業の方向性
親子清掃活動の推進	環境衛生課	環境美化の意識醸成を図るため、親子参加型の取組みを推進する。	各地区の青少年健全育成推進会に対し、親子清掃活動の推進の周知文を配布した。	○	継続
副読本「わたしたちの福島」による環境教育	環境政策課	副読本を改定、配布し啓発活動を行う。	毎年度、新小学４年生を対象とした副読本を作成、配布。また、イベント開催時等に配布し、啓発活動を行った。 ・年間2,000名前後の児童に配布、普及啓発 ※R4年度より、児童にはタブレット端末を介してデータ送付	○	継続
環境美化に関する出前講座や研修等の支援	ごみ政策課	小・中学校、町内会等での出前講座を引き続き実施するほか、イベントなど様々な機会を捉えて啓発に努める。	福島市のごみの現状や正しい分別方法などのごみの減量化・資源化の啓発を行った。また、出前講座で出た意見等から、希望に応じて柔軟に対応し、講座内容の充実を図った。	○	継続
	環境衛生課 ごみ政策課	今後も町内会等が実施する環境美化に関する研修等に対し支援を行う。	【環境衛生課】 町内会等から研修会開催にかかる要請等がなかったため、実施に至らなかった。 【ごみ政策課】 町内会等から研修会開催にかかる要請等がなかったため、実施に至らなかった。 町内会等の団体に対して、分別とリサイクル、ごみの減量・資源化に関する講座、令和6年度からは、ごみの減量とキエーロの講座を実施し、ごみ減量に対する意識啓発を行った。	△	継続
各事業者等従業員へのポイ捨て防止の指導要請	環境衛生課	道路のポイ捨てが目立つため、教習所やトラック協会に対し指導要請を行う。	トラック協会による自主的な取組（啓発ポスターやステッカーの作成・配布）が見られたため、今回は指導要請には至らなかった。	○	継続
分別収集・リサイクルの推進	ごみ政策課	・小・中学校、町内会等での出前講座を引き続き実施するほか、イベントなど様々な機会を捉えて啓発に努めていく。 ・市政だより、ホームページ、SNSに加えて、店頭回収実施事業者との連携など、様々な手段を活用し、実効性のある情報発信をしていく。	・福島市のごみの現状や正しい分別方法などのごみの減量化・資源化の啓発を行った。また、出前講座で出た意見等から、希望に応じて柔軟に対応し、講座内容の充実を図った。 ・市政だよりなどの紙媒体の広報と平行してデジタル媒体など活用し、多様な広報を実施した。また、従来のSNSに加え、新たに公式Instagramのアカウントを作成し、分別方法の周知などの情報発信を行い、幅広い世代への分別・リサイクルの意識向上を図った。	○	拡充

施策2 ポイ捨てされない環境づくり

実行施策	担 当 課	第四期計画（R3年度からR8年度）の事業内容	事業実績	評価	事業の方向性
町内会による地域活動の促進	地域共創課	住民自治組織の参加者の増加と、自主的に地域で取り組み姿勢を促していく。	町内会等交付金の交付や加入促進啓発などにより、住民自治組織活動の支援を行ったほか、環境衛生課と連携し環境美化活動（花いっぱい運動など）への協力を呼びかけたことは、美しい街づくりを推進する上で効果的であった。	○	拡充
公園愛護団体による公園の環境美化の推進	公園緑地課	引き続き、公園愛護団体による公園の環境美化を推進していく。	公園愛護団体による定期的な清掃活動で公園の美化推進を図った。しかし、近年、高齢化が進み公園愛護団体の存続が危ぶまれている。	○	継続
全市一斉清掃の実施	環境衛生課	全市一斉清掃の呼びかけを行う。	毎年、春と秋の一斉清掃の呼びかけを行い全市での参加を促した。	○	継続

3 環境美化活動に対する支援

施策1 自発的活動団体等への支援

実行施策	担 当 課	第四期計画（R3年度からR8年度）の事業内容	事業実績	評価	事業の方向性
たばこ販売業者と連携した啓発活動及び清掃活動の実施	環境衛生課	たばこ販売関連と連携し、たばこのポイ捨て防止に関する啓発活動や清掃活動の実施する。	日本たばこ産業株式会社と連携し、たばこのポイ捨て防止に関する啓発活動および清掃活動を実施した。	○	継続
環境美化活動の情報発信におけるSNSの利活用の促進	環境衛生課	環境美化に関する活動について、SNS等活用し、情報発信に努める。	環境美化団体の取組みや各課の美化活動をホームページ等で紹介した。	○	継続
ふくしまきれいにし隊制度（アダプトプログラム）	環境衛生課	きれいにし隊の登録数については、脱退や企業の店舗統合等により減少傾向にあるが、新規での登録増を目指す。	高齢化や活動継続困難等を理由とする脱退が増加したものの、新規登録団体が脱退数を上回った。	○	継続
地域環境保全功績者表彰	環境衛生課	環境美化に多大の寄与のあった個人・団体を地域環境保全功績者表彰で顕彰する。	環境美化に寄与のあった個人14名、団体21団体に顕彰した。	○	継続
ふくしまきれいにし隊表彰	環境衛生課	美化活動に貢献している方の表彰を行い、地域環境美化及び環境衛生の進展を図る。	表彰要綱に基づき、年12回の活動を5年以上継続した6団体を表彰した。	○	継続

施策2 ポイ捨てのない美しいまちづくり推進モデル地区の指定、支援

実行施策	担 当 課	第四期計画（R3年度からR8年度）の事業内容	事業実績	評価	事業の方向性
SNS等での推進モデル地区の活動紹介（新規）	環境衛生課	福島市美しいまちづくり推進モデル地区に指定された地区の活動をSNS等で発信し、推進モデル地区の環境美化活動を支援する。	R7年にSNS（X、Facebook）での活動紹介を実施した。	○	拡充
衛生団体との合同研修会の開催	環境衛生課	衛生団体と推進モデル地区の合同研修を実施し情報共有を図り更なる環境美化の推進を図る。	年1回重点衛生地区とポイ捨てのない美しいまちづくり推進モデル地区に指定された地区との合同研修会を実施した。	○	継続
のぼり旗の配布	環境衛生課	福島市美しいまちづくり推進モデル地区に指定された地区に対し、のぼり旗を配布し、推進モデル地区の環境美化活動を支援する。	R3年から隔年で18地区のモデル地区を指定し、のぼり旗を配布した。	○	継続

4 施設管理者等との連携

施策1 道路、河川、公園等の保全

実行施策	担 当 課	第四期計画（R3年度からR8年度）の事業内容	事業実績	評価	事業の方向性
道路、公園、駅前広場の清掃等	交通政策課	引き続き、福島駅東口駅前広場及び福島駅西口駅前広場の清掃を行う。	計画通りに福島駅東口駅前広場及び福島駅西口駅前広場の清掃を実施し、駅前広場の環境保全に努めた。	○	継続
	交通政策課	市の駐輪場が利用者に気持ちよく利用してもらえるように、またゴミが目に付くことにより、追加でゴミを出す行為を誘発させないよう、継続して駐輪場の整理に加え、清掃を実施する。	計画通り駐輪場の清掃を行った。	○	継続
	各課	所管する施設等の周辺環境美化を図るため、清掃活動に取り組む。	各所管施設にて清掃活動に取組んだ。	○	継続
河川クリーンアップ	河川課	河川敷の清掃活動を行う。	阿武隈川クリーンアップ作戦を実施し、河川敷周辺の環境美化に努めた。	○	継続
公園の利用マナー啓発看板の設置	公園緑地課	利用マナー看板の設置及びHP並びにSNS等を活用した啓発活動を展開する。	公園内における利用マナー看板の設置や市HPへ公園利用のルールとマナーを掲示し、啓発を行った。	○	継続
不法投棄ごみ対策	廃棄物対策課	不法投棄防止看板の設置及び貸与、リーフレット配付、市政だよりやラジオ番組などを活用した啓発を継続するとともに、不法投棄監視員のパトロールによる不法投棄の把握に努める。	不法投棄防止看板の設置及び貸与、リーフレット配付、市政だよりやラジオ番組などを活用した啓発及び不法投棄監視員のパトロールによる不法投棄の把握に務め、行為者への対応等の対応も行った。	○	継続
道路管理者の除草・剪定等	道路保全課	参加団体の活動内容を広く市民に周知し、参加団体の増加を図る。	道路愛護団体による除草活動で道路の美化推進を図った。しかし、高齢化が進み活動回数や継続する団体が減少している。	△	継続

2「福島市ポイ捨てのない美しいまちづくり」の現状と今後の課題についての調査結果

テーマ	・ごみのポイ捨てについて ・飼い犬のふん放置について ・ポイ捨てのない美しいまちづくりを進めるための取り組みについて
目的	ごみの散乱及び飼い犬のふんの放置の現在の状況と今後の課題を把握することを目的とし、「福島市ポイ捨てのない美しいまちづくり行動計画（第５期）」策定の参考資料とするため。

【調査期間】令和７年７月１６日（水）～７月３０日（水）
【回答者数】２，０８５人
（男性：９４０名／女性：１，１２１名／その他・無回答２４名）

≪回答者の基本属性≫

性別

回答内容	回答数
男性	940
女性	1,121
その他･無回答	24
合計	2,085

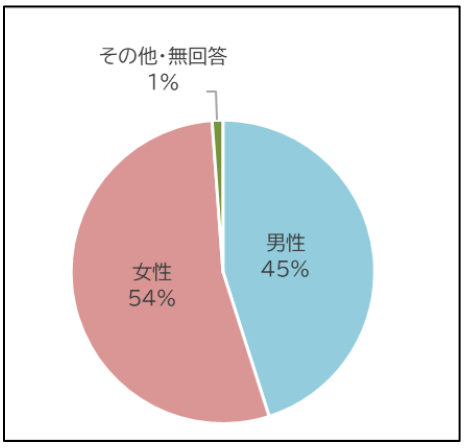

年齢

回答内容	回答数
20代以下	81
30代	238
40代	349
50代	537
60代	522
70代以上	358
合計	2,085

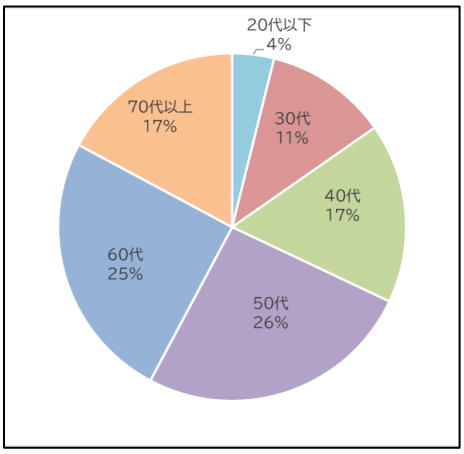

問１　福島市のごみのポイ捨ての現状について、どのように感じますか？

回答内容	回答数
とても悪い	347
悪い	1,158
良い	546
とても良い	34
合計	2,085

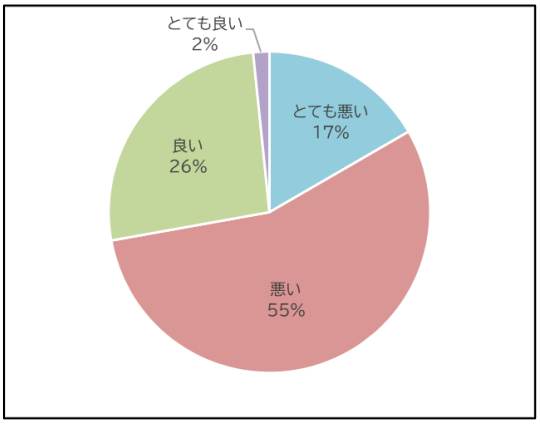

「悪い」と回答した方が５５％と最も多く、「とても悪い」、「悪い」と回答した方は合わせて７２％でした。依然としてポイ捨て問題が地域課題として根強く存在していることが分かりました。

問２　市内ではどのごみのポイ捨てをよく見かけますか？≪複数回答可≫

回答内容	回答数
たばこの吸い殻	1,137
ガムのくず	151
空き缶･ビン	940
ペットボトル	1,357
容器包装･レジ袋	841
紙くず	522
雑誌類	32
自転車	107
その他	110
見かけない	153

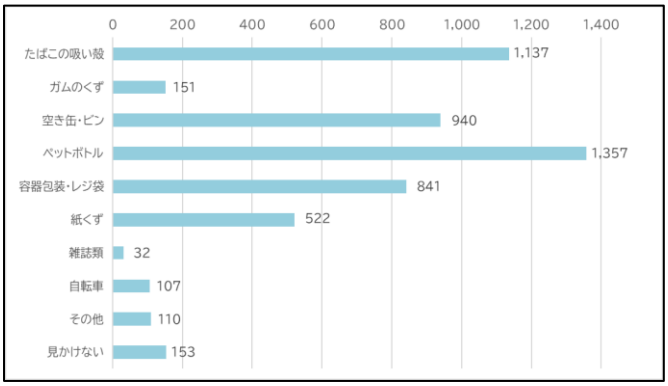

＜その他の回答＞
・マスク　・中身の入ったペットボトル　・プラスチック容器　・家電製品　など

ポイ捨てされているごみでよく見かけるごみの種類は、「ペットボトル」、「たばこの吸い殻」、「空き缶・ビン」が上位を占め、リサイクル可能な容器類のポイ捨てが多いことが分かりました。

問３　市内のどこでごみのポイ捨てをよく見かけますか？≪複数回答可≫

回答内容	回答数
道路･歩道	1,672
駅･バス停周辺	287
空き地	558
公園	353
河川敷	679
山間部	324
その他	113

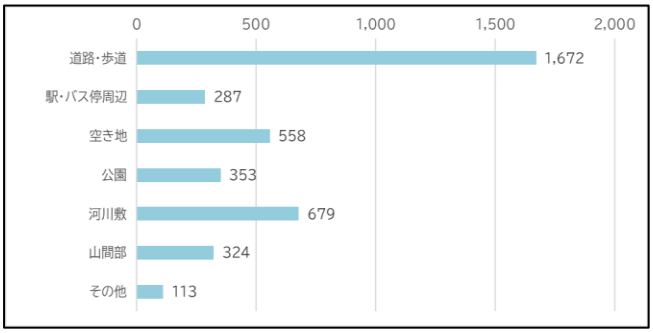

＜その他の回答＞

・国道や県道などの幹線道路及びその沿道　・コンビニ等の民間施設の駐車場
・高速道路及びその側道　・田畑などの農地　・集積所　など

ごみのポイ捨てを見かける場所として、道路・歩道と答えた方が最も多く、人通りが多い場所にごみのポイ捨てが集中していることが分かりました。

問４　ポイ捨てを防止するためには、どのような方法が必要だと思いますか？≪複数回答可≫

回答内容	回答数
学校への啓発	512
企業への啓発	520
町内会への啓発	477
市主催の清掃イベントの実施	493
啓発看板の充実	462
広報の充実	471
推進モデル地区を増やす	302
ごみ箱の設置	596
監視体制の整備	584
罰則の導入	834
その他	78

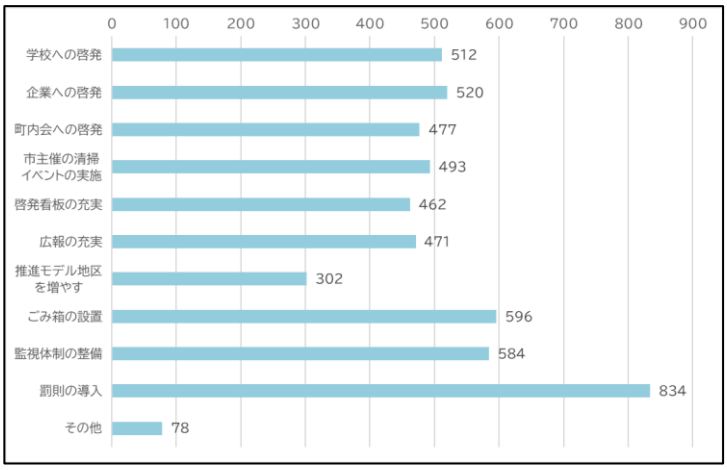

＜その他の回答＞

・学校での教育　・家庭での教育やしつけ　・監視カメラの設置　・罰則等の厳罰化
・個人のモラルやマナーの向上　・街路樹や側道の除草や手入れ　など

ポイ捨て防止のために必要な方法として、「罰則の導入」を挙げる回答が最も多く、ルール整備を求める意見が一定数確認されました。一方で、学校・企業・町内会への啓発や広報の充実など、啓発活動に関する項目に多くの回答が寄せられており、意識の醸成を重視する傾向も見受けられました。

問５　福島市での飼い犬のふん放置の現状について、どのように感じますか？

回答内容	回答数
とても悪い	249
悪い	740
良い	1,008
とても良い	88
合計	2,085

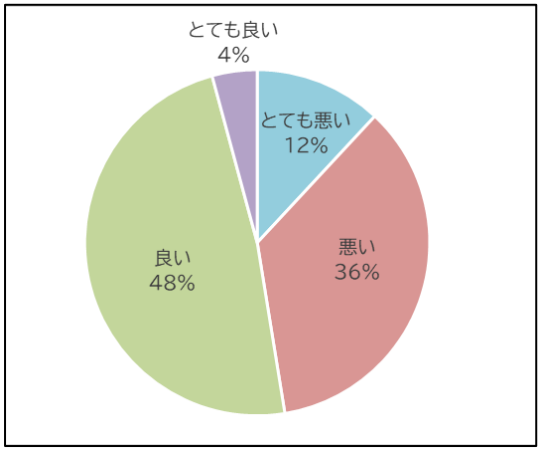

「良い」と回答した方が４８％と最も多く、「とても良い」、「良い」と回答した方が合わせて５割を占めました。

問６　市内のどこで放置された犬のふんをよく見かけますか？≪複数回答可≫

回答内容	回答数
道路･歩道	986
空き地	337
公園	372
河川敷	386
山間部	43
その他	58
見かけない	722

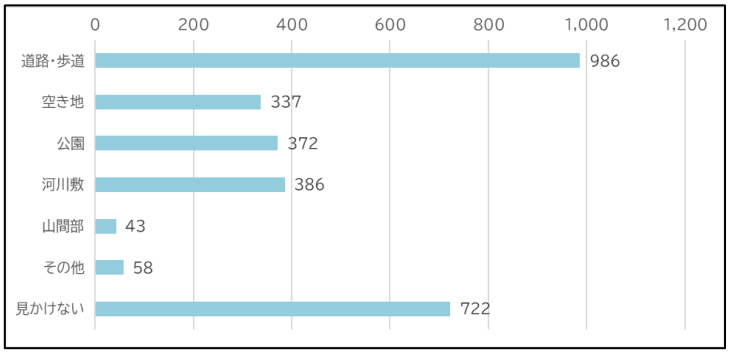

＜その他の回答＞
・私有地の庭や駐車場　・川沿いの緑道　・民間施設の駐車場　・集合住宅の敷地内　など

放置された犬のふんを見かける場所として、道路・歩道と答えた方が最も多く、日常的な散歩ルート上に犬のふんの放置が集中していることが分かりました。また、「見かけない」との回答も一定数見られましたが、公園、河川敷など、散歩に利用される様々な場所でふん放置の実態があり、依然として対策の必要があることが分かりました。

問７	飼い犬のふん放置をなくし、飼い主のマナー向上を図るには、どんな方法が必要だと思いますか？　≪複数回答可≫

回答内容	回答数
犬の登録時における保健所での啓発	866
飼い主への通知	1,159
動物病院やペットショップでの啓発	643
啓発看板の充実	494
広報の充実	384
町内会等での周知	438
監視体制の整備	483
罰則の導入	858
その他	55

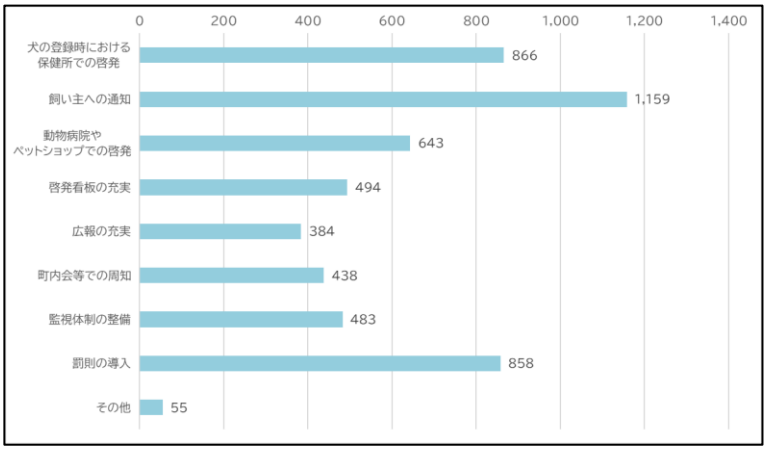

＜その他の回答＞
・飼い主のマナー教育　・監視カメラの設置　・厳罰化　・学校等での教育
・個人の意識、モラルの向上　など

犬のふん放置防止のために必要な方法として、「飼い主への通知」、「犬の登録時における保健所での啓発」、「罰則の導入」の順に多く、飼い主へのルール徹底の意識づけが重要と捉えていることが分かりました。

問８	ポイ捨てのない美しいまちをつくるために、活動をしていますか？　≪複数回答可≫

回答内容	回答数
町内清掃活動へ参加している	886
清掃活動のイベント等に参加している	231
ポイ捨てされているごみを拾っている	468
ごみはごみ箱へ捨てるか、または持ち帰っている	1,469
集積所でごみの散乱を見かけたら、清掃等を行っている	355
ごみ散乱防止の対策(※)を行い、	558
飼い犬のふんは持ち帰っている	281
活動していない	157
その他	63

※ごみ袋の口をしっかり結ぶ、風による散乱やカラスなどの動物に荒らされないようごみをネットの中にしっかり入れるなど

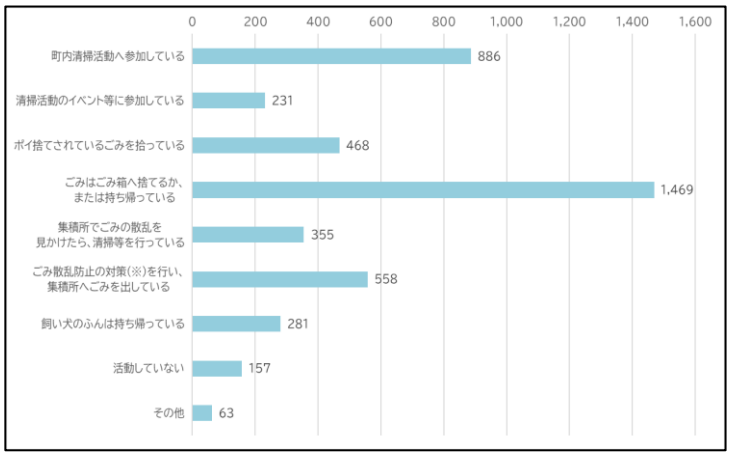

＜その他の回答＞
・会社等での清掃活動の参加　・勤務先周辺の雑草むしり
・ふん防止看板（市支給）をフェンスにかかげ啓発している
・ポイ捨ての誘因とならないよう、ポイ捨てを見つけたら片付けるようにしている
・町会活動として花壇を設置し、美化に努めている
・ごみ収集ルールを守っている　など

多くの方が何かしらの活動を実施しており、自主的な美化活動への意識が広がっていることが分かりました。また、「町内清掃活動へ参加している」、「清掃イベントに参加している」といった声も一定数存在しており、地域内などでの美化活動における協力体制も見られることが分かりました。

問９　市内でポイ捨て防止を重点的に実施すべき場所はどこだと思いますか？
≪複数回答可≫

回答内容	回答数
花見山	455
ふくしん夢の音楽堂	88
じょーもぴあ宮畑	84
UFOふれあい館	67
飯坂温泉駅周辺	282
摺上川ダム周辺	144
もにわの湯	51
福島駅東口周辺	1,300
福島駅西口周辺	1,069
十六沼公園	211
街なか広場	440
つちゆロードパーク	94
土湯温泉街	119
四季の里	224
信夫山	538
ふくしまスカイパーク	60
ふくしま児童公園 SFCももりんパーク	92
あったか湯	44
高湯温泉街	86
あづま総合運動 公園周辺	496
道の駅ふくしま	237
その他	393

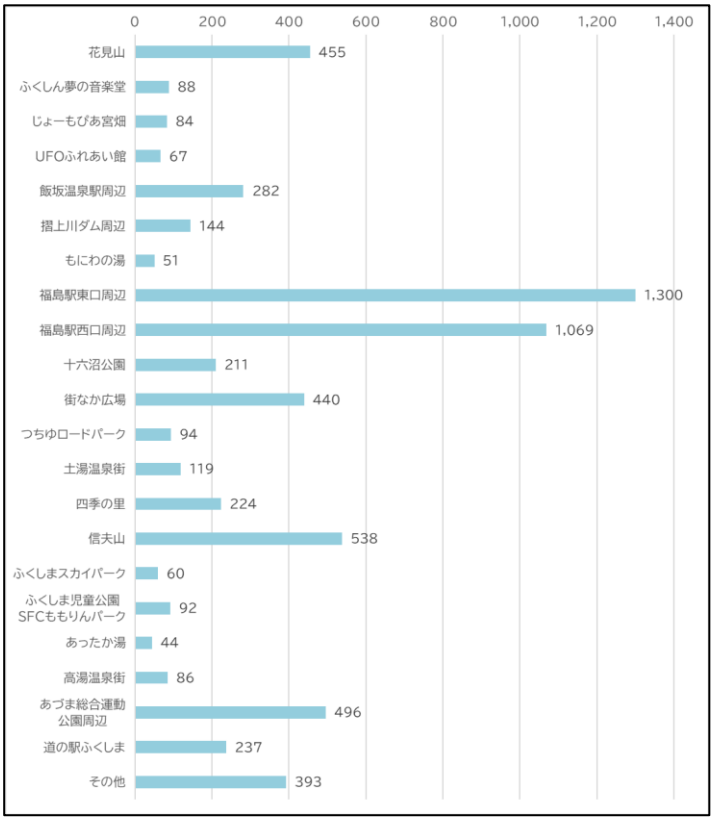

＜その他の回答＞
・国道や県道などの幹線道路　・道路脇　・河川敷　・歩道　・公園　・空き地　など

重点的に実施すべき場所については、「福島駅東口周辺」、「福島駅西口周辺」の順に回答数が多く、福島市の玄関口である、駅周辺がポイ捨て防止の重点エリアとして強く認識されていることが分かりました。

問１０	このアンケートや、ポイ捨てのない美しいまちづくりに対するご意見などがございましたら、お聞かせください。

・各個人のごみの持ち帰りを徹底させる。
・ポイ捨てする人の人格の問題だと思います。そういう面からはやはり教育だと思います。
・一人一人のこころ掛けが、大事だと思います。
・個々人のモラルをいかに向上させるか、地道な活動だと思う。
・ポイ捨てが改善されないなら罰則を設けるべき。
・幼稚園、小学校の頃からごみをポイ捨てしてはいけないと道徳を教える。
・美しい町にする為に、啓発活動をお願いします。
・犬を散歩している人へもっとマナーについて広報すべきです。糞だけでなく、尿もです。厳格化が必要だと思うし、現に糞尿されて困っています。
・道路の道端の草刈りなどをすべきだと思います。
・ごみ箱を増やして欲しい。
・外国人に対する周知。
・自宅付近のごみは気付いた住民が拾って捨てる。
・ごみ拾いのイベントを開催し、もっとポイ捨てを認識してほしい。罰則ばかりしないでもっとごみに関心をもってしてほしい。
・犬と猫を飼う場合は、何らかの強制的な義務を負わせて責任を果たさせるべきだと思います。
・飼い犬よりも野良猫の糞の方が目立ちます。
・町内会の清掃に参加しているが、事情のある人も多く、維持するのも今後ますます難しくなると感じている。道路の花壇に伸びる雑草、空き地の雑草、側溝に伸びる雑草が目立つ。時々自発的に除草している。
・ごみは持ち帰るのを原則とする運動が大切かと思います。ごみ箱もすぐ一杯になると景観をそこねます。
・トラックから投げ捨てるのか、バイパスの降り口の道路の側溝などにごみがたまってるときがある。
・悪い事と思っていない親には子の教育は出来ないので、小学校で定期的に学校行事としてごみ拾いをしたらどうか。
・たばこを販売する際に、店側で啓発活動させるべき。
・以前よりポイ捨ては、少なくなったと思います。
・広報活動のさらなる充実をお願いしたい。
・現行犯によらず監視カメラ等による罰則の強化が必要と思います。

【 閲覧用 】

第５期福島市ポイ捨てのない美しいまちづくり行動計画
【素案】

令和９年（２０２７年）●月

福島市　環境部　環境衛生課
〒960-8601　福島県福島市五老内町３番１号
TEL　024-535-1111